

山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画</u> 令和8年3月</p> <p>はじめに <u>(パブリックコメント後（令和8年2月頃）新たに作成)</u></p>	<p>○<u>山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画</u> 平成28年3月</p> <p>はじめに <u>山陽小野田市は、「子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる心豊かなまちを目指して」と題し、平成20年3月に第一次山陽小野田市総合計画を策定しました。その中の重点戦略プロジェクトの一つとして「スポーツまちづくりプロジェクト」を掲げております。それらを実現するため、国の「スポーツ基本計画」や山口県が示した「山口県スポーツ推進計画」に基づき、このたび、「山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」を策定しました。</u> <u>本計画の策定年度に山口県では、「ねんりんピック おいでませ！山口2015」が開催され、本市もサッカー競技の会場の一つとなったことから、スポーツへの関心がより高まりました。</u> <u>その一方で、スポーツの競技性のみにとらわれず、「いつでも・どこでも・いつまでも」できる身近なスポーツや「する・観る・支える」というスポーツへの多様な関わりを通じて市民の誰もが、心身ともに健康で暮らせることが期待されます。</u> <u>それらは、近年懸念される家族形態の変化や地域社会の繋</u> </p>

がりの希薄化に対し、地域づくりやまちづくりに寄与し、やがて市全体の一体感の醸成になり得るものと確信しております。

終わりに、本計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました「山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進委員会」の皆様をはじめ、アンケートやパブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に対しまして、心より御礼申し上げます。

目次

第1章 計画改訂の基本的な考え方

- 1 計画改訂の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 スポーツの定義

第2章 スポーツをとりまく環境の変化

- 1 国の動向
 - (1) 第3期スポーツ基本計画の策定
 - (2) 学校部活動地域展開の推進
 - (3) スポーツ基本法の改正
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
 - (1) スポーツ参画機会の減少と回復
- 3 少子・高齢化と人口減少
- 4 熱中症の増加

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 スポーツの定義

第2章 スポーツをとりまく環境の変化

- 1 少子・高齢化と人口減少
- 2 子ども達をとりまく体力の現状と課題
- 3 地域の連帯感
- 4 健康志向

第3章 本市のスポーツの現状

- 1 アンケート調査の実施
- 2 市民のスポーツに対する意識（アンケート結果）
- 3 アンケート調査の分析

第4章 計画の基本理念

- 1 基本理念（目指す姿）
- 2 基本方針
- 3 基本目標

第5章 施策推進のための取組

基本方針1 生涯スポーツの推進

- 1 生涯スポーツの環境整備
- 2 地域スポーツ推進拠点の整備
- 3 健康及び体力の保持増進
- 4 障がい者スポーツの推進

基本方針2 競技スポーツの推進

- 1 競技スポーツの環境整備

基本方針3 「人財」の育成

- 1 将来を担う「人財」の育成
 - (1) 子どもの体力向上・豊かな人間性の涵（かん）養
 - (2) 学校体育の充実
 - (3) 部活動地域展開の推進

第3章 本市のスポーツの現状

- 1 アンケート調査の実施
- 2 市民のスポーツに対する意識（アンケート結果）
- 3 アンケート調査の分析

第4章 計画の基本理念

- 1 基本理念（目指す姿）
- 2 基本方針
- 3 基本目標

第5章 施策推進のための取組

基本方針1 生涯スポーツの推進

- 1 生涯スポーツの環境整備
- 2 地域スポーツ推進拠点の整備
- 3 健康及び体力の保持増進
- 4 障がい者スポーツの推進

基本方針2 競技スポーツの推進

- 1 競技スポーツの環境整備

基本方針3 「人財」の育成

- 1 将来を担う「人財」の育成
 - (1) 子どもの体力向上・豊かな人間性の涵（かん）養
 - (2) 学校体育の充実

2 スポーツを支える「人財」の育成

基本方針4 スポーツ環境の整備

1 施設整備の充実と利用促進

基本方針5 スポーツによる地域活性化

1 プロスポーツチームとの連携

2 本市にゆかりのある選手、チーム等の情報発信

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

2 計画の進捗管理

第1章 計画改訂の基本的考え方

1 計画改訂の趣旨

「山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」は、国の「スポーツ基本法」（平成23年制定）及び「スポーツ基本計画」（平成24年策定）、山口県の「山口県スポーツ推進条例」（平成24年制定）、「山口県スポーツ戦略プラン」（平成24年策定）及び「山口県スポーツ推進計画」（平成25年策定）を受けて、平成28年に策定されました。

策定から10年が経過し、スポーツをとりまく社会情勢は刻一刻と変化していく中で、国は「第3期スポーツ基本計画」を、山口県は「やまぐちスポーツ推進プラン2022」を策定しており、本市においても、現状を踏まえた計画改訂が必要と

2 スポーツを支える「人財」の育成

基本方針4 地域の活性化と環境整備

1 スポーツによるまちづくりの推進

2 施設整備の充実と利用促進

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

2 計画の進捗管理

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」
これは、平成23年に国が制定した「スポーツ基本法」の前文に規定された文言です。

続けて、「スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」としています。また、次代を担う青少年についても、「人格等の形成に大きな影響を及ぼすもの」とし、更には、「健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」とスポーツがいかに大切であるか述べています。

なりました。

「スポーツ基本法」前文には、スポーツについて、「世界共通の人類の文化である。」、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」、「（次代を担う青少年について）人格等の形成に大きな影響を及ぼすものとなっている。」、「健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」とスポーツがいかに大切であるかが述べられています。

これらを実現するため、スポーツがもたらす多面的な役割や重要性を十分に認知した上で、更には、それを「まちづくり」にどのように生かして行くのかも含めた施策を総合的かつ継続的に推進するという観点から「第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「第二次山陽小野田市総合計画」を基本に、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置付けられ、国が定めた「第3期スポーツ基本計画」や山口県が定めた「やまぐちスポーツ推進プラン2022」等を参照し、今後の本市におけるスポーツによるまちづくりに関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本的事項等を定めるものです。

第二次山陽小野田市総合計画

これらを実現するため、国は「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」（平成24年）を策定し、山口県においては「山口県スポーツ推進条例」（平成24年）の制定やその方向性を示した「山口県スポーツ戦略プラン」（平成24年）が策定され、これらに基づいた「山口県スポーツ推進計画」が平成25年に策定されました。

本市においても、スポーツがもたらす多面的な役割や重要性を十分に認知した上で、更には、それを「まちづくり」にどのように生かして行くのかも含めた施策を総合的かつ継続的に推進するという観点から「山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画策定の位置付け

本計画は、「第一次山陽小野田市総合計画」を基本に、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置付けられ、国が定めた「スポーツ基本計画」や山口県が定めた「山口県スポーツ推進計画」等を参照し、今後の本市におけるスポーツによるまちづくりに関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本的事項等を定めるものです。

第一次山陽小野田市総合計画

スポーツによるまちづくりの推進

スポーツ基本法（国）

第3期スポーツ基本計画（国）

山口県スポーツ推進条例

やまぐちスポーツ推進プラン2022

第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、本計画は今後の社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、必要に応じ適宜見直しを行うこととします。

(表)

4 スポーツの定義

本計画では、スポーツ基本法と同様、「スポーツ」は心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動、としています。

第2章 スポーツをとりまく環境の変化

1 国の動向

(1) 第3期スポーツ基本計画の策定

スポーツ庁では、令和4年3月に、令和4年度から令和8年度までの5年間のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進

スポーツまちづくりプロジェクト

スポーツ基本法（国）

スポーツ基本計画（国）

山口県スポーツ推進条例

山口県スポーツ戦略プラン

山口県スポーツ推進計画

山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画

3 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年）から平成37年度（2025年）までの10年間を計画期間とします。

なお、本計画は「第一次山陽小野田市総合計画」の次に策定される「第二次山陽小野田市総合計画」の方向性及び今後の社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、必要に応じ適宜見直しを行うこととします。

(表)

4 スポーツの定義

本計画では、スポーツ基本法と同様、「スポーツ」は心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動、としています。

第2章 スポーツをとりまく環境の変化

を図るための指針となる「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

この計画では、今後5年間で国等が取り組むべき施策として、「多様な主体におけるスポーツの機会創出」や「スポーツによる地方創生、まちづくり」などが位置付けられ、施策目標に「成人の週1回以上のスポーツ実施率70%」などが設定されています。

こうしたスポーツ施策の展開に当たって、様々なスポーツ活動を担う地方自治体は重要な役割を果たすことから、本市の特性やニーズに沿って、対応していく必要があります。

(2) 部活動地域展開の推進

全国的に、少子化の進行により、学校の生徒数は減り、特にチームスポーツでは学校単位での練習や大会の参加が困難な状況になっています。また、学校の働き方改革が求められる中、運動部活動は、競技経験のない教員が指導せざるを得なかったり、休日も含めた指導が求められたりするなど、教員にとって大きな負担となっている状況にあります。

このため、国では、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和5年度から令和7年度までの3年間を推進期間とし、学校の部活動から地域クラブ活動への地域展開を進めてきました。

また、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間として設定し、前期期間（令和8年度から令和10年度の3年間）に休日の地域展開等に着手すること、前期期間

を経たのちに中間評価を実施し、後期期間の取り組み方針を定め、更なる改革を推進していくこととしています。

(3) スポーツ基本法の改正

平成23年に制定されたスポーツ基本法は、スポーツを取りまく社会情勢の変化に対応するため、令和7年に改正されました。

改正の主な内容としては、スポーツによる地域振興や共生社会の実現を基本理念として明記し、まちづくりと一体となった施設整備、部活動の地域展開などを推進するとともに、暴力、不正行為、ドーピング防止の徹底等を盛り込み、スポーツを通じた健康で活力ある社会づくりを目指すものとなっています。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

(1) スポーツ参画機会の減少と回復

令和2年から新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延期となるなど、多くの国内のスポーツイベントが開催自粛となりました。本市でも同様に、スポーツイベントの中止やスポーツ施設の利用制限等を余儀なくされ、市民のスポーツ参画機会が減少し、スポーツ実施率が低下するなどの影響が生じました。

その後、令和5年には新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、令和7年現在では国内、市内ともに多くのスポーツイベントが再び行われるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポ

二ツに親しむ機会が失われた一方で、3密（密閉・密集・密接）を回避できる自然体験やアウトドアスポーツ、ゴルフ等の個人競技のニーズが高まるといった、新たな需要も生じました。

3 少子・高齢化と人口減少

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると、60,326人で、全国的に人口減少社会になる中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和17年の本市の人口は49,686人となり、総人口に占める65歳以上の人口割合を示す高齢化率は37.4%に上昇すると見込まれています。少子・高齢化の進展と人口減少の進行により、コミュニケーションの機会の減少、家族や地域の支え合う機能の低下などが懸念されます。

今後、さらに高齢化が進行することから、高齢者の健康維持や豊かで充実したセカンドライフを過ごすための環境も整えていく必要があります。スポーツは、学校・家庭・地域・スポーツ団体の連携により、子どもから高齢者まで体力・運動能力の維持・向上、競技力の向上などが図られるだけでなく、心と体の健康づくりが図られます。

また、それぞれのライフステージに応じた交流は、生きがいづくりに貢献することが期待されます。

(グラフ)

総務省「国勢調査報告」(2020年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」(2025, 2030, 2035年)

1 少子・高齢化と人口減少

本市の人口は、平成22年（2010年）の国勢調査によると、64,550人で、全国的に人口減少社会になる中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成37年（2025年）の本市の人口は約56,600人となり、総人口に占める65歳以上の人口割合を示す高齢化率は35.1%に上昇すると見込まれています。少子・高齢化の進展と人口減少の進行により、コミュニケーションの機会の減少、家族や地域の支え合う機能の低下などが懸念されます。

今後、さらに高齢化が進行することから、高齢者の健康維持や豊かで充実したセカンドライフを過ごすための環境も整えていく必要があります。スポーツは、学校・家庭・地域・スポーツ団体の連携により、子どもから高齢者まで体力・運動能力の維持・向上、競技力の向上などが図られるだけでなく、心と体の健康づくりが図られます。

また、それぞれのライフステージに応じた交流は、生きがいづくりに貢献することが期待されます。

(グラフ)

総務省「国勢調査報告」(2010年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」(2015, 2020, 2025年)

4 熱中症の増加

地球温暖化の進行により、夏季の最高気温が35°Cを超える日が全国的に珍しくなくなり、スポーツ現場では、熱中症リスクがかつてないほど高まっています。

学校や地域のスポーツ現場では、以前は「水を我慢して鍛える」などの指導も見られましたが、現在では「命を守る」観点から熱中症対策が最優先事項とされるようになりました。文部科学省や日本スポーツ協会は、気温や湿度を考慮した暑さ指数（WBGT値）に基づいた暑熱対策等を含めた学校教育活動やスポーツ活動におけるガイドラインや対応方針を定め、学校や競技団体に遵守を求めています。また、救急搬送データを見ると、熱中症で搬送される人の約半数が65歳以上の高齢者ですが、10代の発生率も高く、特に中高生の部活動中の発症が目立ちます。

さらに、都市部ではヒートアイランド現象の影響も加わり、夜間であっても気温が下がらない状況が多く、練習時間の調整やナイター設備の整備が求められています。

こうした中、スポーツ現場では、冷却設備の導入、日陰スペースの確保、WBGT計の常備など、ハード・ソフト両面での対策が進むようになりました。

このように、熱中症の増加は単なる気候問題ではなく、スポーツ活動の在り方そのものに影響を与えており、今後も「安全と健康を守るスポーツ環境づくり」が、社会的課題として一層重要性を増していくといえます。

2 子ども達をとりまく体力の現状と課題

少子・高齢化や核家族化による家族形態の変化、地域社会の繋がりの希薄化、高度情報化社会の進展等に伴い、子ども達をとりまく環境が変化しています。日常生活の中では、家庭の教育力・地域の教育力の低下が指摘されており、特に子どもの自律心、克己心、規範意識、協調性など社会で生きていく力の低下が懸念されています。

また、子どもの運動の実態に関しては、文部科学省が実施・発表した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、体育授業を除く運動実施状況で4年前と比較した結果、全国的には「運動をしない女子」のポイントが上昇している中で、本市においては「運動をしない中2女子」のポイントが減少し、全国を下回る一方で、「運動をしない小学生」のポイントの上昇が際立つ結果となりました。

(グラフ)

この調査では、学校・家庭・地域との連携についても調査しており、「児童生徒が健やかな体を育んでいくためには、教育委員会を中心に発達段階に見合った遊び・運動やスポーツの実践を普及していくことが重要である。また学校のみならず地域や家庭とも密接な連携をとりながら、継続性をもつて長期的に取り組んでいくことが必要である。」としています。

3 地域の連帯感

少子・高齢化、価値観の多様化などにより、地域活動への参加者が減少しており、近所付き合いも減り、地域における子ども同士の交流や、家族や地域の中での様々な人々との触

第3章 本市のスポーツの現状

第4章 計画の基本理念

1 基本理念（目指す姿）

(新たに作成)

本市では、スポーツを通じて、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らすことができるまちを目指し、生涯スポーツや競

れ合いの機会が減少し、地域の連帯感の低下をもたらしています。

連帯感を醸成し強化するためには、市民一人ひとりがそれぞれの立場で地域社会に参加し、協力していくことが重要であり、特に高齢者は、これまで培ってきた経験や能力を生かした積極的な参加が求められています。このような状況の中、スポーツにより人ととの交流を促進し、地域力の向上に貢献することで地域の連帯感を強化することが期待されます。

4 健康志向

食生活の変化に伴う栄養の偏り、肥満、メタボリックシンドローム、生活習慣病の問題が増える中、健康志向の高揚により、健康を維持し保つための環境づくりや生活習慣の改善の取組が始まっています。スポーツにより、身体機能を高め生活習慣を改善し、市民の健康づくりに貢献することが期待されます。

第3章 本市のスポーツの現状

第4章 計画の基本理念

1 基本理念（目指す姿）

「スポーツを通じた豊かな市民生活」の実現

本市では、スポーツのもつ多面的な役割を様々な分野で活用することにより、市民の誰もが心身ともに健やかで暮らす

技スポーツの推進、スポーツを支える「人財」育成に取り組みます。また、地域の資源や特性を活用し、スポーツ推進ための環境づくりに取り組みます。

2 基本方針

本計画では、基本理念として示した将来の目指すべき姿の具現化に向けて、スポーツのもつ多面性を重視し、これを活用するという観点から、基本方針を定め、各施策を進めて参ります。

(1) 生涯スポーツの推進

市民一人ひとりが年齢・体力・関心・適性に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを気軽に親しむことができるよう取り組むとともに、スポーツを「する」のみではなく、「観る」（観戦する）、「支える」（応援する・運営する）活動に参画でき、多様な関わりを通じて市民の誰もが心身ともに健康を保ち、笑顔で年を重ねていく「スマイルエイジング」に資するよう努めます。

(2) 競技スポーツの推進

各種競技団体と連携を取りながら、優れた選手・指導者を活用し、競技力の向上に努めるほか、競技人口の増加を図ります。

(3) 「人財」（＊）の育成

将来を担う貴重な「人財」を育成するため、スポーツ活動を通じ、心身の成長過程にある子ども達が、生涯にわたりたくましく生きるための健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を築くことができるよう努めます。また、部活動

ことができるよう、「スポーツを通じた豊かな市民生活」の実現を目指します。

2 基本方針

本計画では、基本理念として示した将来の目指すべき姿の具現化に向けて、スポーツのもつ多面性を重視し、これを活用するという観点から、基本方針を定め、各施策を進めてまいります。

(1) 生涯スポーツの推進

市民一人ひとりが年齢・体力・関心・適性に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを気軽に親しむことができるよう取り組むとともに、スポーツを「する」のみではなく、「観る」（観戦する）、「支える」（応援する・運営する）活動に参画でき、多様な関わりを通じて市民の誰もが心身ともに健康で暮らせるよう努めます。

(2) 競技スポーツの推進

各種競技団体と連携を取りながら、優れた選手・指導者を活用し、競技力の向上に努めるほか、競技人口の増加を図ります。

(3) 「人財」（＊）の育成

将来を担う貴重な「人財」を育成するため、スポーツ活動を通じ、心身の成長過程にある子ども達が、生涯にわたりたくましく生きるための健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を築くことができるよう努めます。また、スporte

の地域展開を推進することにより、中学生がスポーツに関わる機会を失わせないよう努めます。さらに、スポーツ指導者やスポーツボランティアなど持続可能なスポーツ推進のための基盤づくりを担う、スポーツを支える「人財」の育成を図ります。

(*) 人財：「人」は「財産」という意味の造語です。地域を創り、未来を創るのは「人」の力です。人こそが地域の「財産」であり、市の「宝」であるとの考えのもと、本計画では「人財」という言葉を使っています。

(4) スポーツ環境の整備

体育施設の安全性の確保と利便性の向上を図り、持続可能な運営を行うことにより、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。また、市の財政状況も厳しい中、体育施設における維持管理費、改修費等も年々増大してきている現状において、施設の統廃合についても検討を行います。

(5) スポーツによる地域活性化

スポーツによる、人と人との交流や地域との交流の促進、地域の一体感の醸成及び地域の活性化等多面的な役割を生かすため、地域の資源や特性を活用し、スポーツによるまちづくりに取り組みます。

3 基本目標

週1回以上スポーツを行う割合

令和7年度 61% ⇒ 令和12年度までに 65% 以上にす

ツ指導者やスポーツボランティアなど持続可能なスポーツ推進のための基盤づくりを担う、スポーツを支える「人財」の育成を図ります。

(*) 人財：「人」は「財産」という意味の造語です。地域を創り、未来を創るのは「人」の力です。人こそが地域の「財産」であり、市の「宝」であるとの考えのもと、本計画では「人財」という言葉を使っています。

(4) 地域社会の活性化と環境整備

スポーツによる、人と人との交流や地域との交流の促進、地域の一体感の醸成及び地域の活性化等多面的な役割を生かすため、地域の資源や特性を活用し、スポーツ推進のための環境づくりに取り組みます。

3 基本目標

週1回以上スポーツを行う割合

平成27年度 30% ⇒ 平成37年度までに 50% 以上にす

る。

◆市民自らが、より一層自主的にスポーツに参加・参画するとともに、市民、地域、スポーツ関係団体等と行政が協働することによる、豊かなスポーツ活動の展開を図ります。

◆スポーツ活動を通して”ひと”と”まち”を、豊かで活力に満ちたものとなるよう努めます。

◆本計画の基本目標の実現に向け、各種取組を展開します。

第5章 施策推進のための取組

基本方針1 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの環境整備

現状と課題

健康増進課が行ったアンケートでは、スポーツ習慣について「あなたはどれくらいの頻度でスポーツ（ウォーキング等の軽運動を含む）を行いますか」の問い合わせに対し、「行っていない」が、約24%となっています。

小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートでは、スポーツをするための条件として、「スポーツを行う時間的な余裕があれば」、「体力や好みにあったスポーツができれば」、「身近なところにスポーツ施設や場所があれば」、「一緒にいる仲間がいれば」が上位に挙がっており、スポーツへの参加を推進していくためには、いつでも・身近で・気軽で・

る。

スポーツボランティア登録者数

平成27年度64人 ⇒ 平成37年度までに150人以上にする。

◆市民自らが、より一層自主的にスポーツに参加・参画するとともに、市民、地域、スポーツ関係団体等と行政が協働することによる、豊かなスポーツ活動の展開を図ります。

◆スポーツ活動を通して”ひと”と”まち”を、豊かで活力に満ちたものとなるよう努めます。

◆本計画の基本目標の実現に向け、各種取組を展開します。

第5章 施策推進のための取組

基本方針1 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの環境整備

現状と課題

小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートによると、スポーツ習慣について「現在、何かスポーツをしていませんか。」の問い合わせに対し、「している約46%」、「していない約52%」、「無回答2%」となっています。

この「していない」と回答した人は、スポーツをするための条件として、「スポーツを行う時間的な余裕があれば」、

交流の場として参加できる環境を整えることが求められています。

取り組む方向性

■スポーツ活動をする機会の充実■

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、ライフスタイルやニーズなどに応じて、自主的に参加できるスポーツイベントの開催を促進します。

スポーツを「する」ことのみに限らず、「観る」（観戦する）、「支える」（応援する・運営する）や第3期スポーツ計画で示された新たな視点であるスポーツを「つくる／はぐくむ」、「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、スポーツに「誰もがアクセス」できるよう、生涯にわたってスポーツに関わることのできる環境の整備に努めます。

■スポーツへの積極的な参加に向けた普及・啓発■

スポーツへの関心と理解を深め、スポーツへの「する、観る、支える」立場からの積極的かつ多面的な参加を促進するため、地域におけるスポーツ推進の中核となる「スポーツ推進委員（＊）」と連携し、「いつでも、どこでも、いつまでも」参加できるスポーツの普及・啓発に努めます。

スポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めるた

「体力や好みにあったスポーツができれば」、「身近なところにスポーツ施設や場所があれば」、「一緒に行う仲間があれば」を上位に挙げており、スポーツへの参加を推進していくためには、いつでも・身近で・気軽で・交流の場として参加できる環境を整えることが必要です。

取り組む方向性

■スポーツ活動をする機会の充実■

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、ライフスタイルやニーズなどに応じて、自主的に参加できるスポーツイベントの開催を促進します。

平成27年（2015年）に開催された、第28回全国健康福祉祭（ねんりんピック）を契機とし、スポーツを「する」ことのみに限らず、「観る」（観戦する）、「支える」（応援する・運営する）活動に参加できるよう、生涯にわたってスポーツに関わることのできる環境の整備に努めます。

■スポーツへの積極的な参加に向けた普及・啓発■

スポーツへの関心と理解を深め、スポーツへの「する、観る、支える」立場からの積極的かつ多面的な参加を促進するため、地域におけるスポーツ推進の中核となる「スポーツ推進委員（＊）」と連携し、「いつでも、どこでも、いつまでも」参加できるスポーツの普及・啓発に努めます。

スポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めるた

め、スポーツで優秀な成績を収めた選手やスポーツ普及・発展に尽力し、又はスポーツの振興に顕著な功績があった個人・団体を表彰します。

(*) スポーツ推進委員：スポーツ基本法第32条第2項で定められたスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整や市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う方々です。

2 地域スポーツ推進拠点の整備

現状と課題

地域で市民が主体的に参加できるスポーツ環境を整備することは、生涯を通じたスポーツ活動の基礎となるものですが、小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートでは、スポーツをしていない人の約36%が「一緒に行う仲間がいること」をスポーツを始めるための条件として挙げており、また「市のスポーツ活動をさらに推進するために、何が重要と思いますか。」という問いかには約27%が「地域スポーツクラブの創成・育成」を挙げています。

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるという観点から、総合型地域スポーツクラブや地区運営協議会において地域のスポーツ活動を担当する部会などの団体が、地域スポーツの拠点としての役割を担うことができるよう、活動の充実や連携を図ることが求められています。

取り組む方向性

め、スポーツで優秀な成績を収めた選手やスポーツの普及・発展に尽力し、又はスポーツの振興に顕著な功績があった個人・団体を表彰します。

(*) スポーツ推進委員：スポーツ基本法第32条第2項で定められたスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整や市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う方々です。

2 地域スポーツ推進拠点の整備

現状と課題

地域で市民が主体的に参加できるスポーツ環境を整備することは、生涯を通じたスポーツ活動の基礎となるものであり、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブが地域スポーツの拠点となり、活動することが理想です。しかしながら、市内には総合型地域スポーツクラブが2団体しか存在しておらず、市内全域に活動範囲が広がっていない状況にあります。

総合型地域スポーツクラブを対象に、山口県が平成24年度に実施した「活動状況調査」によると、運営を継続していく上での課題として、「会員の確保（増大）」「指導者の確保」が上位に挙げられます。

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるという観点から、総合型地域スポーツクラブを今後地域スポーツの拠点としての役割を担うことができるよう、計画的な育成と活動の充実を図ることが必要です。

取り組む方向性

■地域スポーツ活動団体の活動の充実・連携の促進■

今後、地域スポーツ活動団体に対し、活動の充実及び連携の促進を図ります。

総合型地域スポーツクラブの設立・運営の上で、最も重要なのがクラブマネージャーの養成・確保であり、それを図るため、山口県スポーツ協会などと連携し、クラブマネージャー講習会等への参加を促します。

(写真)

総合型地域スポーツクラブ「スポカルクラブSGC」

3 健康及び体力の保持増進

現状と課題

20代から50代までのは、他の年代と比較して運動習慣のある人の割合が低いという現状を踏まえ、運動習慣定着の促進と意識の高揚が重要です。

介護予防の視点から、加齢に伴う体力、運動能力の低下を防止するため、社会生活に必要な運動機能を維持・向上を図るなど、青年期からの対策を積極的に進めることができます。

一人でも多くの市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、活動しやすい環境を整備することが必要です。

取り組む方向性

■健康づくりの積極的推進■

生活習慣病予防対策に関連する施策等に取り組むとともに

■総合型地域スポーツクラブ設立の拡大・充実■

今後、既設の総合型地域スポーツクラブを先進事例とし、地域活性化の拠点となる新規クラブの設立を図ります。

総合型地域スポーツクラブの設立・運営の上で、最も重要なのがクラブマネージャーの養成・確保であり、それを図るため、クラブマネージャー講習会等への参加を促します。

総合型地域スポーツクラブ山口県連絡協議会などと連携することにより、クラブ間の情報交換や先進的な取組を学び、マネジメントの習得に努め、総合型地域スポーツクラブの地域への定着・発展を図ります。

(写真)

総合型地域スポーツクラブ「すげえちゃ・高泊」

3 健康及び体力の保持増進

現状と課題

20代から50代までのは、他の世代と比較して運動習慣のある人の割合が低いという現状を踏まえ、運動習慣定着の促進と意識の高揚が重要です。

介護予防の視点から、加齢に伴う体力、運動能力の低下を防止するため、社会生活に必要な運動機能の維持・向上を図るなど、青年期からの対策を積極的に進めることができます。

一人でも多くの市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、活動しやすい環境を整備することが必要です。

取り組む方向性

■健康づくりの積極的推進■

生活習慣病予防対策に関連する施策等に取り組むとともに

に、様々な関係団体や関係機関と連携してスマイルエイジングを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

高齢期においても、社会生活に必要な体力・運動機能を維持するために介護予防対策に取り組みます。

4 障がい者スポーツの推進

現状と課題

小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートの「これから^の公共スポーツ施設のあり方についてどのように思いますか。」という問いで、約11%が「既存施設のバリアフリー化や改修による機能向上をしてほしい」と回答しており、誰もが使いやすい環境を整備することが求められています。

スポーツを通じて、障がいのある人もない人も互いの人格や個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が期待される一方で、障がいのある人がスポーツに参加するための環境が十分に整っておらず、参加の機会が限られている状況にあります。

取り組む方向性

■障がい者スポーツの機会創出■

障がい者スポーツについての啓発及び情報発信などを促進し、誰もが楽しめる環境整備に努めます。

障がいのある人でも参加しやすいレクリエーション活動の普及啓発を行うことなどを通じて、障がいのある人のスポーツ機会の創出と社会参加の促進を図ります。

(写真)

に、健康運動指導士や市民ボランティア等と協働し、市民健^康体操「SOSおきよう体操」などを積極的に推進しながら、健康寿命の延伸を目指します。

高齢期においても、社会生活に必要な体力・運動機能を維持するために介護予防対策に取り組みます。

4 障がい者スポーツの推進

現状と課題

障がいのある人がスポーツに参加する環境が十分でない中、スポーツを通じて、障がいのある人も、ない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会への一助となることが期待されます。

障がい者スポーツの更なる普及や発展を図るため、自主的かつ主体的に参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

取り組む方向性

■障がい者スポーツの機会創出■

障がい者スポーツについての啓発及び情報発信などを促進し、誰もが楽しめる環境整備に努めます。

障がいのある方の自立と社会参加、交流の促進を図るため、各種スポーツ大会の開催や参加機会の拡大に努めます。

(写真)

パラサイクリング合宿

基本方針 2 競技スポーツの推進

1 競技スポーツの環境整備

現状と課題

各スポーツ競技では、スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体をはじめ、スポーツ少年団や職場等で活動している団体等は、地域における子どものスポーツ活動の場として重要な役割を担っています。しかし、少子化の進行や指導者の高齢化などの社会情勢の変化などから子どものスポーツ離れや体力の低下等様々な課題も生じており、環境の変化を踏まえながら競技スポーツの活性化を図ることが必要となります。

本市のスポーツ少年団の登録状況は、令和7年4月現在、14種目、40団体、団員数は683人（男子437人、女子246人）となっています。

市内の児童数に占める加入率は約23.0%で、県平均約20.8%を上回っており、一定の加入率を維持している一方で、団員数は年々減少傾向にあり、全体の団員数の減少が継続しています。団員数の減少より、団体の継続性や運営の安定性が課題となっています。

取り組む方向性

■ スポーツ少年団活動の充実 ■

多くの子ども達が、地域に根ざしたスポーツ少年団活動を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を身につけることができるよう、市スポーツ協会等の各関係団体と連携してスポーツ少年団活動の充実に努めます。

パラサイクリング合宿

基本方針 2 競技スポーツの推進

1 競技スポーツの環境整備

現状と課題

各スポーツ競技では、体育協会に加盟しているスポーツ団体をはじめ、スポーツ少年団や職場等で活動している団体等は、地域における子どものスポーツ活動の場として重要な役割を担っています。しかし、少子化の進行や指導者の高齢化などの社会情勢の変化などから、子どものスポーツ離れや体力の低下等様々な課題も生じており、環境の変化を踏まえながら競技スポーツの活性化を図ることが必要となります。

本市のスポーツ少年団の登録状況は、平成27年4月現在、14種目、52団体、団員数は997人（男子679人、女子318人）となっています。

市内の児童数に占める加入率は27.5%で、県平均25.7%を上回っているものの、団員数は、年々減少傾向にあり、各小学校の枠を超えて結成されたものもある状況です。

取り組む方向性

■ スポーツ少年団活動の充実 ■

多くの子ども達が、地域に根ざしたスポーツ少年団活動を通じて、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を身につけることができるよう、市体育協会等の各関係団体と連携して幼少期からの計画的な育成に努めます。

■指導者育成の推進■

指導者が、各スポーツでの優れた指導者から講習等を受けることで、市内の競技スポーツ力の向上へつなげるよう支援します。

(写真)

スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会

基本方針 3 「人財」の育成

1 将来を担う「人財」の育成

(1) 子どもの体力向上・豊かな人間性の涵（かん）養 現状と課題

小学5年生を対象としたアンケートでは、「家に帰って外で遊びますか。」及び「学校の自由時間や授業以外でどのくらい運動しますか。」という問いに、「ぜんぜん遊ばない」、「ほとんどしない」と回答した人の割合が、第一次計画時より約10%増加しています。

小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートの「市におけるこれからスポーツに関する事柄についてどのように思いますか。」という問いで、幼少期からスポーツに親しむ機会の充実や子育て世代が参加しやすい環境を望む意見があり、子ども達がスポーツに親しむ機会の確保・充実を図ることが求められています。

取り組む方向性

■スポーツをする機会の充実■

地域で子どもがスポーツをする機会の充実・確保を図るために、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支

■指導者育成の推進■

指導者が、各スポーツでの優れた指導者から講習等を受けることで、市内の競技スポーツ力の向上へつなげるよう支援します。

(写真)

スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会

基本方針 3 「人財」の育成

1 将来を担う「人財」の育成

(1) 子どもの体力向上・豊かな人間性の涵（かん）養 現状と課題

少子・高齢化や核家族化による家族形態の変化、地域社会の繋がりの希薄化等が懸念される中、子ども達の心身の健全な成長を促すためには、幼少期からスポーツに親しむことが必要です。本市においても、子ども達がスポーツを経験する上で重要な役割を果たしているスポーツ少年団活動等の充実を図り、子ども達がスポーツに親しむ機会の確保・充実を進めが必要です。

取り組む方向性

■スポーツをする機会の充実■

地域で子どもがスポーツをする機会の充実・確保を図るために、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支

援します。

スポーツ少年団活動の活性化や指導者の育成・資質の向上等を通じて、子ども達がスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身につける機会の充実を図り、あわせて、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。

身体のみのスポーツだけでなく、子ども達が豊かな人間性を涵（かん）養するため、トップアスリートと子ども達との交流事業を積極的に取り入れます。

(写真)

夢先生授業

(2) 学校体育の充実

現状と課題

小中学生を対象としたアンケートの「スポーツや運動をほとんどしていない理由」として、「体を動かすことがあまり好きではない」、「やる気がない」と回答する人の割合が上位となっており、子どものスポーツ離れやスポーツをする人」と「しない人」の二極化が懸念されます。

県が実施している「子どもの元気調査」等の調査結果から、子どもの実態把握に努め、子どものニーズに沿った取組が必要です。

取り組む方向性

■運動習慣の定着■

本市の子どもの体力等の状況を把握しながら、運動習慣の定着と体力向上を図っていくために、学校生活においても**体育の授業や運動の部活動などを通じて、スポーツの楽しさに**

援します。

スポーツ少年団活動の活性化や指導者の育成・資質の向上等を通じて、子ども達がスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身につける機会の充実を図り、あわせて、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。

身体のみのスポーツだけでなく、子ども達が豊かな人間性を涵（かん）養するため、トップアスリートによる事業を積極的に取り入れます。

(写真)

夢先生授業

(2) 学校体育の充実

現状と課題

子どものスポーツ離れが懸念される中、生涯にわたり運動やスポーツに親しむためには、体育の授業や運動の部活動などを通じて、スポーツの楽しさに触れることや、自分にあったスポーツをみつけることが必要です。

このため、子どもの実態を踏まえた地域と連携した取組が必要です。

取り組む方向性

■運動習慣の定着■

本市の子どもの体力等の状況を把握しながら、運動習慣の定着と体力向上を図っていくために、学校生活においても子ども達が定期的・継続的に運動を行う場や時間の確保に努め

触れる機会や、子ども達が定期的・継続的に運動を行う場や時間の確保に努めます。

子ども達が運動の楽しみを味わい、自分に合ったスポーツを見つけることができるよう、食事・運動・睡眠の生活リズムの形成に向け取組の充実を目指します。

(写真)

マラソン大会

(3) 部活動地域展開の推進

現状と課題

学校部活動は、中学生が自主的に参加し、教員の支えのもとで行われてきましたが、少子化や教員の働き方改革により運営が難しくなっています。

これを受けて、国は学校部活動を地域クラブ活動に移行するガイドラインを定めました。

山口県もこの方針に従い、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とし、全ての市町で地域展開の取り組みを進めていくこととしています。

地域と学校と行政との連携・協働により、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、地域で中学生を育てるとの視点をもち、生涯にわたり中学生が文化スポーツ活動を継続できるよう、新たな「地域クラブ活動」(※)の環境整備に取り組んでいく必要があります。

※「地域クラブ活動」：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ「社会教育」の

ます。

子ども達が運動の楽しみを味わい、自分に合ったスポーツを見つけることができるよう、食事・運動・睡眠の生活リズムの形成に向けた取組の充実を目指します。

(写真)

マラソン大会

一環として捉えることができる文化スポーツ活動のことをい
う。

取り組む方向性

■部活動地域展開の推進■

中学生が地域において多様な活動ができる機会を提供しま
す。

学校部活動の意義や役割を継承し、発展させる活動を創出
します。

学校と地域が連携し、中学生が参加しやすい環境の整備を
図ります。

2 スポーツを支える「人財」の育成

現状と課題

各競技団体を運営する担い手の高齢化が進んでいること
や、担い手となる人材の確保や育成が十分に進んでいない状
況が見受けられます。また、地域のスポーツ指導者やクラブ
マネージャーなどの多様な「人財」についても発掘・育成す
ることが必要です。

取り組む方向性

■支える「人財」との連携強化■

地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員やスポーツ指
導者、総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー等との
連携の強化を図ります。

県スポーツ協会等が主催する研修会等の情報発信や市での
開催誘致を積極的に行い、スポーツに関わる人口の増加に努
めます。

2 スポーツを支える「人財」の育成

現状と課題

市民のニーズに応じたスポーツ活動が楽しく安全に、また
効果的に行えるよう、地域のスポーツ指導者やクラブマネー
ジヤーなどの多様な「人財」を育成し、有効に活用すること
が重要です。

取り組む方向性

■支える「人財」との連携強化■

大規模なスポーツイベントの開催や地域のスポーツ活動に
おいて、スポーツを支える「人財」の存在は重要であること
から、山口県と連携し、スポーツボランティアの登録制度の
活用を図り、スポーツ活動への参加を促進します。

地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員やスポーツ指
導者及び総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー等

(写真)

厚狭地区三市スポーツ推進委員研修会
スポーツボランティア

基本方針 4 スポーツ環境の整備

1 施設整備の充実と利用促進

現状と課題

小中学生を除く10代以上を対象としたアンケートの「これから公共スポーツ施設のあり方」では、「気軽に利用できるコミュニティスポーツ施設の充実」や「既存施設の有効活用」と回答した人の割合が上位となっており、学校施設やコミュニティ体育館を含む施設の利用促進が求められています。

市内の多くの公共スポーツ施設が建設から年数を経ており、施設の老朽化が進行しています。このため、施設の安全性や快適性を確保するための計画的な補修や改修が必要となっているほか、今後の人口減少や利用状況を踏まえた施設の統廃合についても検討を進める必要があります。

気候変動を背景に熱中症リスクが高まっているため、安全にスポーツを行えるよう環境整備が重要な課題となっています。

取り組む方向性

■スポーツができる環境整備・施設の確保■

各公共スポーツ施設の利用促進を図るため、トップアスリートによるスポーツ教室など魅力ある多彩なイベントの開催

との連携の強化を図ります。

(写真)

厚狭地区三市スポーツ推進委員研修会
スポーツボランティア

基本方針 4 地域の活性化と環境整備

1 スポーツによるまちづくりの推進

現状と課題

全国の多くの自治体は、スポーツによる地域活性化に高い関心をもっています。スポーツを通じた地域活性化に対して「(非常に・やや) 関心を持っている」とする地方自治体は全体の7割近くになっています。

本市もスポーツを通じて、県内外から多くの人が訪れており、今後もスポーツイベントの開催を通じて、地域の活性化を図ることが必要です。

山口県のプロスポーツチームであるレノファ山口のホームタウンに平成26年9月に承認されました。レノファ山口とパートナーシップを組んで、様々なまちづくり事業に取り組んでいく必要があります。

取り組む方向性

■魅力あるスポーツイベントの開催■

「我がまちスポーツ」であるサッカーフェスティバルや鉄人ゴルフコンペ等に続く魅力あるスポーツイベントの開催

を今後も進めてまいります。

老朽化が進む体育施設の計画的・年次的な補修に努めます。

体育施設の統廃合の検討に着手していきます。

熱中症対策として、屋内体育施設への空調設備等の設置を進めています。

(写真)

レノファ山口サッカー教室

や、プロスポーツチームの活用等、スポーツ・ツーリズム（＊）を積極的に展開し、交流人口の増加を図り、市外への情報発信や地域活性化を推進します。

（＊）スポーツ・ツーリズム：スポーツのイベントやレジャーを観光資源として生かすこと。スポーツ観光とも言われています。

(写真)

レノファ山口サッカー教室

山口国体 ゴルフ競技

2 施設整備の充実と利用促進

現状と課題

市民体育館等公共スポーツ施設の利用が過密化している状況で、地域住民の多様なスポーツのニーズに幅広く対応するため、学校施設を含む施設の利用促進を図る必要があります。

市内の公共スポーツ施設は経年劣化が進んでいるため、補修や改修を行う必要があります。

取り組む方向性

■ スポーツができる環境整備・施設の確保 ■

休日等の利用促進を図るため、市民の利便性を考慮し、大学や市内の各企業が所有しているスポーツ施設の利用に対し、引き続き協力を得るよう努めます。

老朽化が進む公共スポーツ施設の計画的・年次的な補修に努めます。

(写真)

プロ野球O B 少年野球教室

(写真)

プロ野球O B 少年野球教室

基本方針 5 スポーツによる地域活性化

1 プロスポーツチームとの連携

現状と課題

レノファ山口FC、日本パラサイクリング連盟、山口パックスファイブなど複数のプロスポーツチームと協力関係にあります。これらの地域資源を十分に活用しきれていない現状があります。各団体との連携をより強化して、スポーツの持つ集客力や発信力を活かし、まちづくり事業や地域活性化につなげていくことが課題となっています。

取り組む方向性

■魅力あるスポーツイベントの開催■

プロスポーツチームと幼・保・学校等との交流事業など既存イベントの充実を図り、多様な世代が楽しめる魅力あるスポーツイベントを開催します。

スポーツ・ツーリズム（＊）の促進やイベント情報の発信力の強化に取り組むことで、交流人口の拡大および地域定着促進を図ります。

（＊）スポーツ・ツーリズム：スポーツのイベントやレジャーを観光資源として生かすこと。スポーツ観光とも言われています。

2 本市にゆかりのあるスポーツ選手、チーム等の情報発信

現状と課題

全国規模の大会等で優秀な成績を残すスポーツ選手やチームの中には、本市出身の方も多くいらっしゃいます。

このような本市の貴重なスポーツ資源を積極的に情報発信し、本市の魅力の周知やシビックプライドの向上を図っていく必要があります。

取り組む方向性

■情報発信・連携の推進■

本市と協力関係にあるプロスポーツチームや、本市にゆかりのあるスポーツ選手・団体を活用して、市外への情報発信や地域活性化を推進します。

全国規模の大会等で優秀な成績を残すスポーツ選手やチームをゲストとすること等により、市内のスポーツイベントをより魅力的なものにしていくよう努めます。

第6章 計画の推進体制と進捗管

1 推進体制

(1) 市民との連携

生涯スポーツの実現を図るため、市民一人ひとりが自ら健康づくりやスポーツを「する・観る・支える」活動に参加し、多様な関わりを通じて市民の誰もが心身ともに健康で暮らせる体制づくりに努めます。

(2) 学校や地域との連携

子ども達や地域住民の多様なスポーツ活動の充実に向け、学校と地域が一体となって地域におけるスポーツ環境づくりを推進するとともに、総合型地域スポーツクラブや企業等とも連携できる体制づくりに努めます。

(3) スポーツ協会等スポーツ団体との連携

競技力の向上や競技人口拡大のため、山陽小野田市スポ一

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

(1) 市民との連携

生涯スポーツの実現を図るため、市民一人ひとりが自ら健康づくりやスポーツを「する・観る・支える」活動に参加し、多様な関わりを通じて市民の誰もが心身ともに健康で暮らせる体制づくりに努めます。

(2) 学校や地域との連携

子ども達や地域住民の多様なスポーツ活動の充実に向け、学校と地域が一体となって地域におけるスポーツ環境づくりを推進するとともに、総合型地域スポーツクラブや企業等とも連携できる体制づくりに努めます。

(3) 体育協会等スポーツ団体との連携

競技力の向上や競技人口拡大のため、山陽小野田市体育協

ツ協会に加盟している各スポーツ団体をはじめ、スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等市内のスポーツ関係団体の活動を支援するとともに、相互交流を促進し、各団体がスポーツに取り組みやすい体制づくりに努めます。

(4) 行政の連携

計画の実現には、スポーツの持つ多面的な役割を十分に生かすため、スポーツ分野に限らず、健康・福祉・経済・観光・建設・教育等の各分野の施策との連携も図りつつ、国や県とも緊密な連携・協力を仰ぎ計画の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

「第二次山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」の進捗管理に当たっては、市の担当部署において進捗状況の管理・検証を行います。

会に加盟している各スポーツ団体をはじめ、スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等市内のスポーツ関係団体の活動を支援するとともに、相互交流を促進し、各団体がスポーツに取り組みやすい体制づくりに努めます。

(4) 行政の連携

計画の実現には、スポーツの持つ多面的な役割を十分に生かすため、スポーツ分野に限らず、健康・福祉・経済・観光・建設・教育等の各分野の施策との連携も図りつつ、国や県とも緊密な連携・協力を仰ぎ計画の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

「山陽小野田市スポーツによるまちづくり推進計画」の進捗管理に当たっては、市の担当部署において進捗状況の管理・検証を行います。